毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○学術自然保護地区の指定……（自然環境課）　1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業支援課）　1
○土地改良事業計画の変更の認可……（農業支援課）　1
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　1
○土地改良法による道営換地処分……（農業施設管理課）　2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　3
○道路の供用の開始……（道路整備課）　3
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　3

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　4

告　　示

北海道告示第873号

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第１項の規定により、学術自然保護地区を次のとおり指定する。

その区域を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道網走支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

名　　称	区　　域
置戸勝山学術自然保護地区	常呂郡置戸町に所在する道有林網走東部管理区５林班から８林班までの各一部

北海道告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

幌加内土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
就　任	平成17.11.20	理　事	清原　覺	雨竜郡幌加内町字上幌加内
同	同	同	高田憲司	同　字東栄
同	同	同	中村雅義	同　字雨煙内
同	同	同	稲見浩一	同　字幌加内
同	同	同	山下富士雄	同　字沼牛
同	同	同	徳重　隆	同　字下幌加内
同	同　17.11.18	監　事	古屋幹夫	同　字上幌加内
同	同	同	北村邦昭	同　字平和
退　任	同　17.11.19	理　事	清原　覺	同　字上幌加内
同	同	同	山下富士雄	同　字沼牛
同	同	同	高田憲司	同　字東栄
同	同	同	森田惣一	同　字平和
同	同	同	宇野利明	同　字弥運内
同	同	同	中村雅義	同　字雨煙内
同	同　17.11.17	監　事	工藤正夫	同　字沼牛
同	同	同	北村邦昭	同　字平和

帯広市土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
平成17．9.28	監　事	尾関卓一	帯広市川西町西４線55番地

北海道告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成17年11月15日、倶知安土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第876号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年12月６日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
多寄東	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用用排水、客土、暗きょ）	北海道上川支庁
南富良野	中山間地域総合整備（農業用用排水、客土、暗きょ、農用地改良保全、ほ場整備）	同

北海道告示第877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、今金町田代第２地区の換地処分をした。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第878号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　士別市朝日町南朝日3423の６（次の図に示す部分に限る。）、3423の９、6542の１、6542の２、6543、7354

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　保安林予定森林の所在場所　勇払郡穂別町字和泉314の１（次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに士別市役所及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第879号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　干害の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　士別市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　士別市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに士別市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　夕張岩見沢線	夕張市旭町７番１地先から夕張市本町１丁目24番地先まで	平成17.12.2

北海道告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 道路の種類　道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
野塚婦美線 北海道小樽土木現業所	積丹郡積丹町大字婦美町45番２地先から 積丹郡積丹町大字婦美町43番２地先まで	前	20.00mから 21.00mまで	70.00m	−−
		後	14.00mから 21.00mまで	70.00m	−−
川向端野線 北海道網走土木現業所	常呂郡端野町字川向131番地先から 常呂郡端野町字三区347番36地先まで	前	14.00mから 50.00mまで	1,300.00m	−−

前	10.00mから52.00mまで	1,315.00m	−−
後	14.00mから50.00mまで	1,300.00m	−−

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年12月２日

北海道教育委員会教育長　相　馬　秋　夫

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

道立学校校内ＬＡＮ構築に係るシステムインテグレーション業務　50校

2　落札者を決定した日

平成17年11月18日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏　名　　株式会社ＨＢＡ

(2)　住　所　　札幌市中央区北３条西７丁目１番地

4　落札金額

21,315,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成17年10月４日付け北海道教育委員会教育長告示第25号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道教育庁生涯学習部高校教育課

(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額4,450円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社